

令和5年4月1日から各種手当額が改正されました

令和5年4月から各種手当の額が以下のように改正されました。

■児童扶養手当

児童扶養手当とは、母子又は父子家庭、父母が重度の障害の状態にある世帯などの児童を養育する方が受給できる手当で、受給のためには必ず申請が必要になります。

所得制限があり、児童扶養手当の額は、手当を受給する方及びその世帯の生計中心者の所得額によって異なります。

<児童扶養手当の月額>

- 子ども1人の場合……………全部支給：44,140円 一部支給：44,130円～10,410円
 - 子ども2人以上の加算額…2人目／全部支給：10,420円 一部支給：10,410～5,210円
3人目以降／全部支給：6,250円 一部支給：6,240～3,130円
- ※一部支給額は、所得に応じて決定されます。
※3人目以降の加算額は、1人あたりの金額になります。

■特別児童扶養手当

精神、知的又は身体に障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって、その児童を養育している方に支給される手当です。所得制限があります。なお、児童福祉施設等に入所している児童や障害を事由とする公的年金を受給している児童は対象となりません。

<特別児童扶養手当の月額> (児童1人につき)

- 重度障害児の場合：53,700円
- 中度障害児の場合：35,760円

■障害児福祉手当

重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。所得制限があります。なお、施設に入所されている方、障害を支給事由とする公的給付を受けることができる方は対象となりません。

<障害児福祉手当の月額>

15,220円

■特別障害者手当

障害が重複するなど精神または身体に著しく重度の障害のある在宅の20歳以上の方で、日常生活に特別の介護を必要とする方に支給されます。所得制限があります。なお、施設に入所されている方、病院・診療所に3ヶ月以上継続して入院されている方は対象となりません。

<特別障害者手当の月額>

27,980円

お問い合わせ先

児童扶養手当について 鏡野町子育て支援課 子育て支援係
電話(0868)54-2991 FAX(0868)54-2891

その他の手当について 鏡野町総合福祉課 福祉係
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891